

平成 27 年 8 月 27 日
第 202 回都市計画審議会

高松農の風景公園の都市計画原案について

1 概要

平成 27 年 6 月 1 日付けで東京都知事より、屋敷林や農地からなる農の風景の保全を目的とした「第二号高松一・二・三丁目農の風景育成地区」の指定がされた。同地区において、区民が農を学ぶ拠点および農地の景観を伝える拠点を確保するため、約 0.8ha の区域を都市計画公園に追加する。

2 都市計画の変更内容

P 4 のとおり

3 これまでの経過と今後の予定

平成 26 年 11 月 21 日	農の風景育成地区制度に関する説明会
平成 27 年 3 月 27 日	高松一・二・三丁目農の風景育成計画の説明会
6 月 1 日	高松一・二・三丁目農の風景育成地区の指定
8 月 27 日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
9 月 1 日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の
~ 9 月 24 日	申出受付
9 月 18 日	都市計画原案の説明会
10 月 9 日	都市計画原案に係る公聴会(公述の申出があった場合)
10 月	東京都知事協議手続き
11 月	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付
~ (2 週間)	
12 月下旬	練馬区都市計画審議会へ付議
平成 28 年 1 月	都市計画決定・告示

4 添付資料

(1) 都市計画の原案の理由書	P 3
(2) 計画書	P 4
(3) 位置図	P 5
(4) 計画図	P 6
(5) 現状写真	P 7
(6) 農の風景育成地区に関する参考資料	P 9

都市計画の原案の理由書

1 種別・名称

東京都市計画公園 第8・2・30号 高松農の風景公園

2 理 由

練馬区みどりの基本計画（平成21年1月策定）においては、「郷土のみどりを継承する」ことを方針とし、営農支援の充実や区民が農とふれあう拠点公園の整備等により農とふれあう機会の確保を行うこととしている。

練馬区はこれらの施策を進めるために、「農の風景育成地区制度（東京都制度）」の活用を図り、平成27年6月に第二号高松一・二・三丁目農の風景育成地区（以下「高松地区」という。）の指定を受けた。

高松地区の農の風景育成計画では、取組方針に、区民が農を学び、支え手を育成する拠点および農地の景観を伝える拠点を確保することが位置づけられている。

こうしたことから、平成5年より市民農園等として区民利用がなされてきた約0.4ヘクタールの生産緑地および花卉栽培をしている約0.4ヘクタールの生産緑地を農の学習および農の景観の拠点として位置付け、郷土のみどりである農の風景を確実に継承するため、高松地区内に都市計画公園を追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画公園の変更(練馬区決定)(原案)

東京都市計画公園に第8・2・30号 高松農の風景公園を次のように追加する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
特殊公園	第8・2・30号	高松農の風景公園	練馬区高松一・二丁目各地内	約0.8ha	体験学習施設

「区域は計画図表示のとおり」

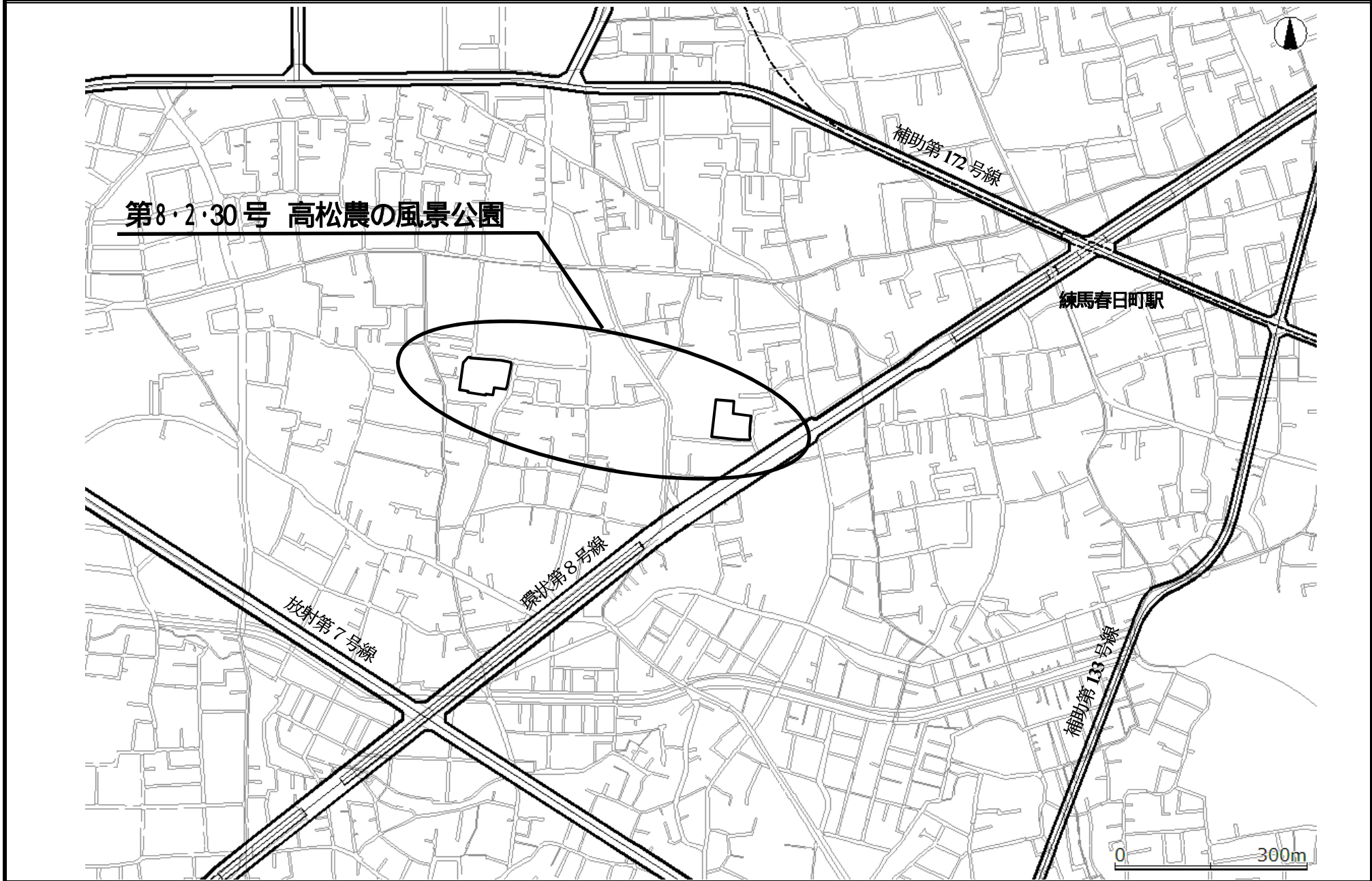
理由

農の風景の継承を図るため、農の学習の拠点および農の景観の拠点として上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

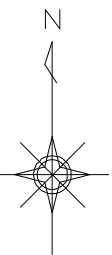
種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
特殊公園	第8・2・30号	高松農の風景公園	練馬区高松一・二丁目各地内	約0.8ha	追加

「区域は計画図表示のとおり」

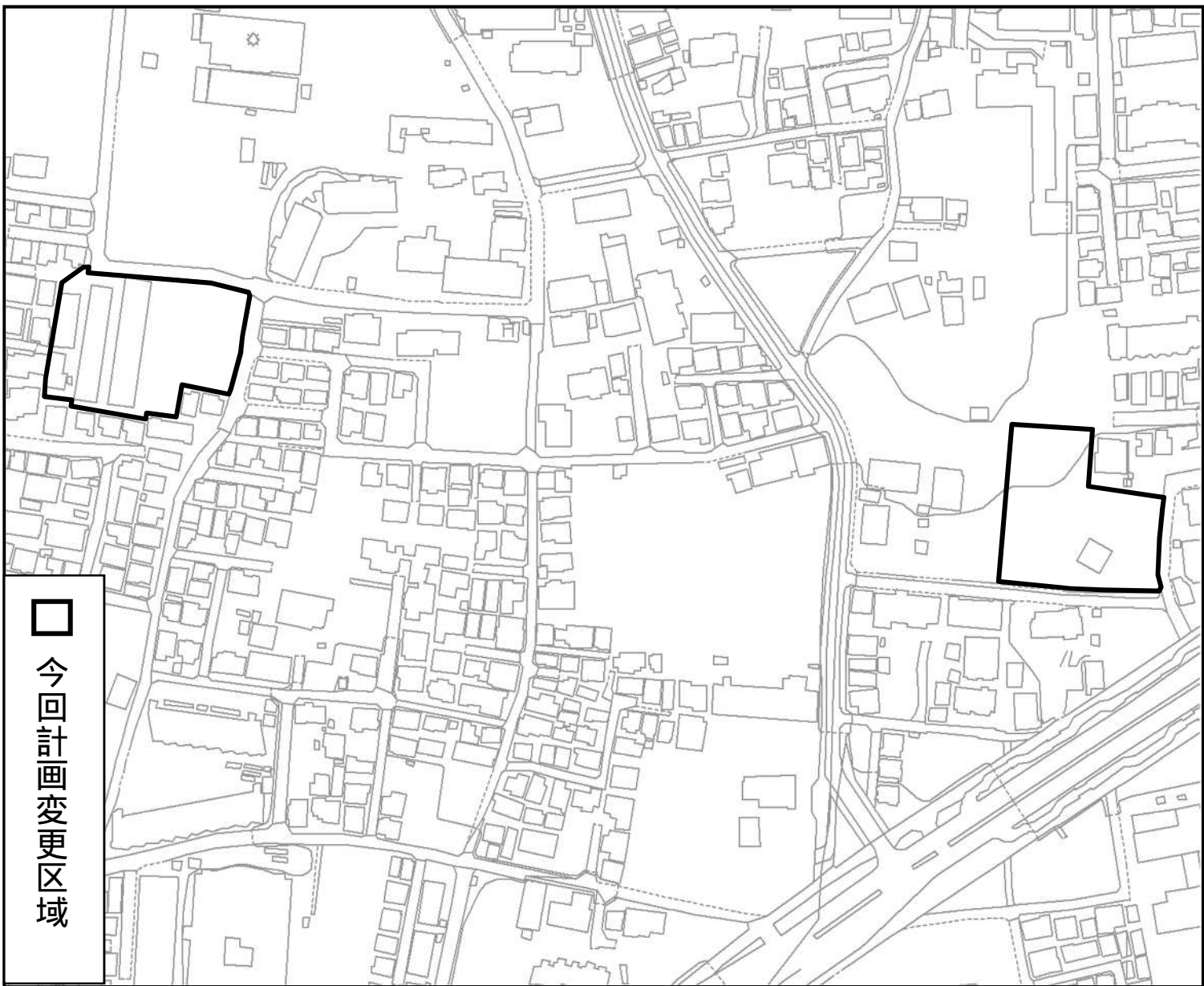


東京都市計画公園計画図(原案)

第8・2・30号 高松農の風景公園

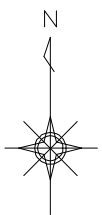


縮尺二千五百分之一



□ 今回計画変更区域

東京都市計画公園 現状写真



第 8・2・30号 高松農の風景公園



農の風景育成地区制度について

1 制度の概要

東京の農地は、食料生産の場だけではなく、潤いのある風景の形成や、災害時の避難の場としても役立つ貴重なオープンスペースであり、多面的な機能を果たしている。このため、東京都は、減少しつつある農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐ「農の風景育成地区制度」を平成 23 年 8 月に創設した。

この制度では、東京都と区市町が協力して農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、農地等の保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用することとしている。

(指定地区)

- 第一号 喜多見四・五丁目農の風景育成地区（世田谷区）平成 25 年 5 月指定
- 第二号 高松一・二・三丁目農の風景育成地区（練馬区）平成 27 年 6 月指定

2 高松地区の申請理由

- (1) 区民農園、ブルーベリー観光農園など、農と触れ合える場が多彩であるとともに、まとまりのある農地が多い。
- (2) 屋敷林や憩いの森、公園、緑地などまとまりのある樹林地があり、農地とあいまって、農のある風景が形成されている。

3 高松一・二・三丁目農の風景育成地区の公告内容

(1) 地区の名称

第二号高松一・二・三丁目農の風景育成地区

(2) 地区の位置

練馬区高松一丁目、二丁目および三丁目各地内

(3) 農の風景を保全および育成するための方針

ア 目標

営農が継続できるよう支援を強化するとともに、区民が農と触れ合う拠点を整備することで、農地と樹林地を確実に保全し、農の風景のある暮らしを未来へ伝える。

イ 取り組み方針

(ア) 営農支援の強化

(イ) みどり保全支援の充実

(ウ) 都市農地の魅力向上と発信

(エ) 農と区民が触れ合う拠点の整備

(4) 区域図

